

令和4年度第10回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年1月5日(木)

午後2時から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第66号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第67号 特定農地貸付の承認申請について

議案第68号 農地の転用の許可の申請について

議案第69号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第70号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第71号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第72号 非農地通知交付申請について

議案第73号 非農地通知について

議案第74号 農用地利用集積計画について

議案第75号 農用地利用配分計画案について

議案第76号 農用地利用計画変更について

議案第77号 「岡崎市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出について

(2) 報告

報告第47号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第48号 農地の転用のための届出の受理について

報告第49号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久

13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、27番 柴田 享、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員)

26 番 川澄 秀世、37 番 舩 憲明、38 番 山内 隆一

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、事務局次長、総務係係長、主事、事務員
- (2) 農務課 農産係係長、主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、26 番の川澄 秀世委員、37 番の舩 憲明委員、38 番の山内 隆一委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 3 番の木俣 壽人委員と 4 番の酒井 功二委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第 66 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 5 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

鈴木(泰) 委員：申請番号 44 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、分家住宅を建築するにあたり、給水先及び排水先がないため、申請地の一部に排水管及び給水管を埋設したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 45 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 23、24 日。本案件は、申請人が農地を譲り受けて、農業経営の充実を図りたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 46 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 23 日。本案件は、営農型太陽光発電設備のソーラーパネルを引き続き設置したいというものです。令和 2 年に許可が

出された案件で、今回期間満了により更新するための申請になります。当事者において合意はできており、現地調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 47、48 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 26 日。譲受人が同一のため、一括して発表させていただきます。本案件は、自宅の隣地である申請地を使用貸借または譲り受けて、農業経営を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 67 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

羽根田 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 29 日。本案件は、申請人が農地を借りて、市民農園を開設したいというものです。募集及び選考の方法は公正かつ適正であり、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、承認するものといたします。次に、議案第 68 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

鈴木（要） 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、申請地の周辺が山林化し、農地として管理できなくなったため、申請地に植林し、山林として管理したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、賃貸住宅に妻と子ども 2 人の 4 人で生活しているが、手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

加藤（健） 委員：申請番号 15 番について質問です。農地から山林にしたいということで植林を行うとのことですが、植林をするときの木の種類や面積に対する本数等の決まりはあるのでしょうか。

事務局：木の種類に関しては、特に決まりはありません。今回の申請では、新規でスギを 20 本植えるとのことですが、面積に対する本数にも決まりはありませんが、一般的に全てに満遍なく植える必要がありますので、明らかに面積に対して少ない本数での植林は認められないと考えています。

柴田（若） 委員：申請番号 15 番について質問です。中山間政策課から、遊休農地があれば漆や楮を植える政策を推進してほしいと言われていますが、農業委員会として山林にしたいという申請があった場合、同様に推進することはしないのでしょうか。

事務局：農業委員会は農地の管理を行う部署になりますので、事務局の方から何々を植えてくださいと指示することはありません。もし遊休農地で困っているという相談がありましたら、そういった政策があることをご紹介いただく分には問題ありませんので、ぜひ

ご協力をお願いしたいと思います。

会長：そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 69 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 18 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 82 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、現在ブドウ栽培を営んでいる申請人が、収穫したブドウを利用したワイン製造業を行うにあたり、申請地をワイン製造工場用地として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

河内 委員：申請番号 83 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 28 日。本案件は、造成工事を請け負っていたが、残土及び重機を置いておく場所がないため、申請地を一時的に資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 84 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 27 日。本案件は、自己用駐車場が不足し、住宅に隣接する申請地を駐車場として利用してきたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 85 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 26 日。本案件は、合成樹脂加工業を営んでいるが、搬送トラックの転回及び待機スペース、従業員用駐車場が不足して

いるため、申請地を賃貸借して転回及び待機スペース、従業員用駐車場として拡張したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 86 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 26 日。譲受人は同じ会社ですが、資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けて、資材置場として利用したいという申請です。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号 87 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 29 日。本案件は、現在運送業を営んでいるが、駐車場用地が不足しており、また業務拡大により倉庫が不足するため、申請地に倉庫及び駐車場を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 88 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、現在妻と賃貸住宅に住んでいるが、農機具置き場や農作業場が確保できないため、申請地に農家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 89 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、現在子どもと賃貸住宅で生活しているが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（泰） 委員：申請番号 90 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、夫婦 2 人、子ども 2 人の 4 人で賃貸住宅で暮らしているが、家財道具が増えて手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

小野 委員：申請番号 91 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 27 日。本案件は、土木工事業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

杉浦 委員：申請番号 92 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、昭和 60 年に農

業を始め、申請地を既に農業用耕作機械や道具等を入れる倉庫として利用しているため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 93 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 26 日。本案件は、建築塗装工事業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 94 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 26 日。本案件は、令和 4 年末に結婚を予定しており、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：申請番号 95 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 25 日。本案件は、現在借家で夫婦 2 人で暮らしているが、家財道具が増えて手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 96 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 24 日。本案件は、製造業を営んでいるが、従業員・来客用駐車場及び大型トラック用駐車場が不足しており、また、業務拡大により新たに工場が必要なため、申請地を駐車場及び新工場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 97 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 23、24 日。本案件は、平成 26 年 4 月より申請地にて一時転用の許可を得て営農型太陽光発電事業を行っており、引き続き同事業を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 98 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 26 日。本案件は、現在美容室を営んでいるが、お客様及び出入り業者用駐車場が不足し、業務に支障が出ているため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 99 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 4 日。調査員の拙委員が本日欠席のため、代わりに三浦が調査内容を発表させていただきます。本案件は、現在キャン

プ場を運営しているが、利用客の増加に伴い、新たに区画を増設することとなり、併設の駐車場が不足するため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第70号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

河内 委員：申請番号6番 調査年月日は令和4年12月23日。本案件は、申出事由の生じた方が、怪我により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主で年間200日程度農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員：申請番号7番 調査年月日は令和4年12月27日。本案件は、申出事由の生じた方が、怪我により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主で年間200日程度農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第71号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局:(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(享) 委員:申請番号10番 調査年月日は令和4年12月27日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、利用権による特定貸付を行っていくものです。調査の結果、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員:申請番号11番 調査年月日は令和4年12月30日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自作を行っていくものです。調査の結果、申請地について農地の相続人が耕作を行っていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第72号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局:(非農地通知交付申請について、議案書に沿って5件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田（若） 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 29 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 17 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 28 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 18 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 27 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 19 番 調査年月日は令和 4 年 12 月 27 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 20 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 4 日。調査員の拙委員が本日欠席のため、代わりに三浦が調査内容を発表させていただきます。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況であったとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に議案第 73 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（非農地通知について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

（なし）

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、非農地通知を発送するものいたします。次に議案第74号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第75号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第76号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用計画変更について、議案書に沿って4件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年12月25日。本案件は、経営規模拡大に伴い、申請地に工場を建設するために農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（要） 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年12月30日。本案件は、現在ある工場の規模拡大により、申請地を工場及び駐車場として利用するため、農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号3番 調査年月日は令和4年12月25日。本案件は、父が所有している土地に息子が分家住宅を建築するため、農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中野 委員：申請番号4番 調査年月日は令和5年1月3日。本案件は、申請地に分家住宅を建築するため、農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、農用地利用計画を変更するものとします。次に議案第77号を議題といたします。こちらにつきましては、前回の総会時に石川職務代理から皆様に御説明させていただき、ご賛同いただいたところですが、本日改めて議案として挙げさせていただき、委員皆様からの承認をいただいた後、農業委員会の総意として「意見書」を市長に提出したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

この件について、御意見、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員及び農地利用最適化推進委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、別添意見書を提出するものとしたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	33 件
農地の転用のための届出の受理について	4 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	18 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午後 3 時 23 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (3 番)

岡崎市農業委員会委員 (4 番)